



2020年年末手当の取り組みシリーズ①

生活給である年末手当を勝ち取ろう！

まもなく第2四半期決算が会社から発表されると思いますが、今年度はコロナウイルス感染拡大により業績を大幅に下げた結果になることが予想されます。

夏季手当においても支給額を下げる結果となりましたが、夏季・年末手当は私たち労働者の必要不可欠な生活給であり、会社も過去の期末手当交渉の中でそれを認めています。

『2019年度年末手当第2回交渉』において

(組合) 当社の中心軸になっている社員が高額な住宅ローン、あるいは教育費にちょうど直面している世代である。そこからすれば、年末手当が生計費の大きなウエイトを占めている。そういった視点からも保障というか、生活の安定ということの視点を見るべきではないか

(経営側) 会社としても現在年末手当が月の補填になっているという位置付けにあるのは認識している。そういった部分もあるので会社としては状況を判断しながら支給に向けて全体的なところを見据えて判断していきたい

年末手当要求できるのは労働組合だけ

東日本ユニオンが締結している「労働条件に関する協約」では「基準額については、交渉して決定する。」としています。現場第一線で働く社員・労働者の声や思いを直接経営側に訴えて回答を引き出すという団体交渉は労働組合にしかできません。会社業績が厳しい中ですが、東日本ユニオンは労働組合として組合員・社員の生活を守るために年末手当要求を行います。東日本ユニオンに結集して職場から運動を作り出そう！



東日本ユニオン加入しよう！